

令和5年4月4日

湯梨浜町立各小中学校
学校長 様

湯梨浜町立学校新型コロナウイルス感染症予防の対応について（通知）

湯梨浜町教育委員会
教育長 山田 直樹

令和5年3月31日付で鳥取県教育委員会から「鳥取県市町村（学校組合）立学校用 新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン（以下：県教委ガイドラインと表記）」が発出されました。湯梨浜町教育委員会では、これまで県教委ガイドラインを基本に新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に取り組んできました。湯梨浜町立各小中学校においては、今後も県教委ガイドラインを基本としつつ新型コロナウイルス感染症予防に努めていくこととします。

県教委ガイドラインでは、

- ①令和5年4月1日（土）から、児童生徒については、学校教育活動に当たってマスクの着用を求めないことを基本とし、感染リスクが比較的高い学習活動の実施に当たっては、活動場面に応じて一定の感染症対策を講じることが望ましいこと
- ②引き続き、児童生徒の生命や健康を保護し、安全性を確保した上で教育活動を行うことができるよう、各地域の感染状況や学校等の実情に応じて、県教委ガイドラインを参考に、感染予防対策を徹底すること
- ③県教委ガイドラインの内容は、令和5年5月8日（月）までの取扱いとし、それ以降については、今後の感染状況や国及び県の考え方等を踏まえながら、改めて通知等することが示されました。

湯梨浜町教育委員会は、町立学校の特色として、スクールバスや路線バスで通学している児童生徒がすべての学校にいること、新型コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化リスクの高い高齢者等と同居している児童生徒の割合が比較的高いこと等を踏まえて感染予防に努めることが重要であると考え、令和5年4月4日から当面の間、県教委ガイドラインに示されている新型コロナウイルス感染症予防対策を基に、下記に示す予防対策をとることとします。

記

1 基本的な感染症対策の実施

- （1）手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染防止対策に加え、感染拡大リスクが高い「密閉」「密集」「密接」をそれぞれに避ける、身体的距離を確保するといった感染防止対策の漏れがないかを確認の上、徹底すること
また、手指消毒用アルコール（アルコール濃度70%以上が望ましい）は、これまでと同様に引き続き設置すること

- (2) 「毎朝自宅で検温し、発熱や咽頭痛、咳等の普段とは異なる症状がある場合は登校させないこと（しないこと）」を引き続き保護者、教職員に徹底すること
また、登校後にも健康観察に努め、体調不良の児童生徒がいる場合には、帰宅させるなど引き続き状況に応じた対応を行うこと

- (3) 手洗いの実践指導を行うとともに、咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口や鼻を

覆う）などの励行について引き続き指導すること

- (4) スクールバス（湯梨浜中、東郷小、羽合小、泊小）、定期バス（泊小）、特定地域選択制マイクロバス（泊小）に乗車中は、マスクを必ず着用するよう指導すること（現在の感染防止対策を継続すること）

- (5) 職員は令和5年5月8日までの間は、引き続きマスクの着用をすること

- (6) 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、下に示すような一定の感染症対策を講じることが望ましい（部活動等において同様の活動を実施する場合も同様）

※各教科における「感染のリスクが比較的高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられる（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」及び「一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士がグループで行う実験や観察」
- ・音楽における「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」（★）
- ・図画工作、美術における「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒がグループで行う調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「組み合ったり接触したりする運動」（★）

具体的な感染防止対策は、県教委ガイドラインP11～P12を参考とすること

加えて、新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合等には、児童生徒にマスクの着用を促すことも考えられる。そういった場合においては、児童生徒にマスクの着用の指導をする（協力を求める）こと

- (7) 着任式、始業式、入学式については、感染防止対策を含めて各学校が計画しているとおりに実施すること。その他の学校行事については県教委ガイドラインP8～P9「(3) 学校行事[更新]」を踏まえ、適切な感染防止対策をとって実施すること

- (8) 学校給食及び昼食については、県教委ガイドラインP9「(4) 学校給食及び昼食[更新]」に従うこと

- 2 出席停止については、県教委ガイドラインP13～P14「4 出席停止」に示されているとおり、変更しないこと

- 3 感染者及び濃厚接触者が確認された場合の対応については、県教委ガイドラインP18～P23「13 感染者及び濃厚接触者が確認された場合の対応について[更新]」に示された対応をすること ※基本的には、これまでの対応と変更はない

- 4 偏見や差別等の防止及び個人情報の保護について、引き続き継続して取り組むこと

- 5 その他の事項については、県教委ガイドラインを基に判断するとともに、必要に応じて早

めに湯梨浜町教育委員会に相談すること